

質疑回答書

令和7年7月25日

西条市本谷温泉館等施設譲渡に係るプロポーザル

	質 疑	回 答
1	令和2年7月1日施行、「公衆浴場設置等の基準等に関する条例及び公衆浴場法施行細則の一部改正」でオーバーフロー水の浴用に供する構造やオーバーフロー環水管を直接循環配管へ接続することが制限されたが、当館の浴槽においてオーバーフロー水はどのように扱われているのか。	本谷温泉館は、平成28年度改修時にオーバーフロー水は循環系統には入れず、直接排水するように改修されている。
2	源泉湧出量に大きな変化はありませんか？	湧出量に大きな変化は見当たりません。
3	光熱費のうち、LPG・電気・水道のそれぞれの契約単価および契約種別(高圧／低圧等)が分かればご教示ください。	ガスと電気は指定管理者が契約しているため、市では把握していない。水道は、市の水道課と契約。電気は高圧設備である。
4	施設の衛生管理における保健所等の指導事項や、設備上の是正指導が過去5年以内にあれば、その内容をご教示ください。	指摘事項無し。
5	源泉の供給状況(動力・温度・湧出量)に関し、運用上の課題があればご教示ください。	課題無し。
6	今後の維持管理および設備更新計画の参考とするため、設備関連の追加資料として、給排水・給湯・電気・ガス・空調・温泉配管等に関する図面(系統図・配管図等)があれば、ご提供いただけますでしょうか。	西条市役所観光振興課で閲覧可能です。
7	本谷温泉は源泉から14kmにわたる送湯インフラ(配湯管・ポンプ等)を経由して供給されているとのことですが、今後の設備更新や維持修繕に関して、市と事業者それぞれの責任分担についてご教示ください。	源泉設備に関しては、市で管理する。